

**「鳥取砂丘こどもの国開園 50 周年記念イベント及び機運醸成イベント」企画運営業務
公募型プロポーザル実施要領**

(目的)

第 1 条 この要領は、「鳥取砂丘こどもの国開園 50 周年記念イベント及び機運醸成イベント」企画運営業務において、企画提案書等を比較検討し、業務の委託先を決定するために行う公募型プロポーザル（以下「プロポーザル」という。）の実施に際して必要な事項を定める。

(委託業務の内容)

第 2 条 業務の内容は、別添 1 「鳥取砂丘こどもの国開園 50 周年記念イベント及び機運醸成イベント」企画運営業務仕様書（以下「仕様書」という。）による。

(予算額)

第 3 条 予算額は、金 5, 0 0 0, 0 0 0 円（消費税及び地方消費税の額を含む。）とする。

(業務期間)

第 4 条 業務期間は、契約締結日から令和 5 年 5 月 3 1 日までとする。

(参加資格要件)

第 5 条 プロポーザルに参加できる者は、次に掲げる要件の全てを満たす者とする。

- (1) 鳥取県内に本店、本部、支店、支部等を有する法人又は団体であること。
- (2) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定に該当しない者であること。
- (3) 令和 3 年鳥取県告示第 457 号（物品等の売買、修理等及び役務の提供に係る調達契約の競争入札参加者の資格審査の申請手続等について）に基づく競争入札参加資格（以下「競争入札参加資格」という。）を有するとともに、その業種区分が「イベント・広告・企画」の「イベント企画・運営」に登録されている者であること。

なお、プロポーザルに参加を希望する者であって、競争入札参加資格を有していないものは、鳥取県競争入札参加資格審査事務取扱要綱（昭和 40 年 1 月 30 日付発出第 36 号）第 5 条第 1 項に規定する競争入札参加資格者名簿（以下「競争入札参加資格者名簿」という。）への登録に関する申請書類を令和 4 年 11 月 17 日（木）正午までに本件調達公告 6 の（1）のイの場所に提出すること。この際、プロポーザルに参加するための登録申請であることを、当該申請書類の提出と同時に本件調達公告 6 の（1）のイの場所に必ず連絡すること。

- (4) 本件調達の公告日から本件業務の企画提案書の提出日までの間のいずれの日においても、鳥取県指名競争入札参加資格者指名停止措置要綱（平成 7 年 7 月 1 7 日付第 157 号）第 3 条第 1 項の規定による指名停止措置を受けていない者であること。
- (5) 本件調達の公告日から本件業務の企画提案書の提出日までの間のいずれの日においても、会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）の規定による更生手続開始の申立てが行われた者又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）の規定による再生手続開始の申立てが行われた者でないこと。
- (6) 鳥取県との協力・連携体制及び個人情報保護の体制を構築できる者であること。

(スケジュール)

第 6 条 契約の締結に至るまでの手続及び時期は次のとおりとする。ただし、状況に応じて変更する場合もある。

- | | |
|-----------------------|---------------------|
| (1) 鳥取県ホームページ掲載（公募開始） | 令和 4 年 11 月 10 日（木） |
| (2) 競争入札参加資格審査申請書提出期限 | 令和 4 年 11 月 17 日（木） |

- | | |
|-----------------------------|---------------|
| (3) 質問受付期限 | 令和4年11月24日(木) |
| (4) 企画提案参加申込書の提出期限 | 令和4年11月30日(水) |
| (5) 企画提案書等提出期限 | 令和4年12月9日(金) |
| (6) 参加資格審査結果の通知 | 令和4年12月12日(月) |
| (7) 審査会開催(プレゼンテーション及び審査の実施) | 令和4年12月15日(木) |
| (8) 審査結果の通知 | 令和4年12月中旬 |
| (9) 契約締結等の協議及び見積の依頼 | 令和4年12月中旬 |
| (10) 契約締結 | 令和4年12月下旬 |

2 「鳥取砂丘こどもの国開園 50 周年記念イベント及び機運醸成イベント」企画運営業務公募型プロポーザル実施要領(以下「実施要領」という。)は、令和4年11月10日(木)から同年12月9日(金)までの間に鳥取県子育て・人財局子育て王国課ホームページ(<https://www.pref.tottori.lg.jp/kosodate-ouen/>)から入手すること。ただし、これにより難しい者には、次により直接交付する。

(1) 交付期間及び時間

令和4年11月10日(木)から同年12月9日(金)までの間(日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日(以下「休日等」という。)を除く。)の午前8時30分から午後5時15分までとする。

(2) 交付場所

〒680-8570 鳥取県鳥取市東町一丁目220
鳥取県子育て・人財局 子育て王国課
電話：0857-26-7573 ファクシミリ：0857-26-7863
電子メール：kosodate@pref.tottori.lg.jp

(参加申込書の提出)

第7条 プロポーザルへの参加に当たっては、以下の書類を期限内に提出すること。

(1) 提出書類

企画提案参加申込書(様式第1号)及び公募型プロポーザル参加資格確認書(様式第2号)

(2) 提出期間

令和4年11月10日(木)から同月30日(水)までの間(休日等を除く。)の午前8時30分から午後5時15分までとし、送付による場合は、同月30日(水)午後5時15分までに到着したものに限り受け付ける。

(3) 提出方法

持参又は送付の方法により提出すること。ただし、送付による場合は、書留郵便(親展と明記すること。)又は民間事業者による信書の送達に関する法律(平成14年法律第99号)第2条第6項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第9項に規定する特定信書便事業者の提供する同条第2項に規定する信書便の役務のうち書留郵便に準ずるもの(親展と明記すること。)によること。

(4) 提出場所

前条第2項第2号に同じ。

(5) 提出部数及び規格

- ア 社名(団体名)の記載があるもの
提出部数：正本1部(添付書類も同様)
規格：A4版縦(A3版の折込可)
- イ 社名(団体名)を伏せたもの
提出部数：正本1部、副本5部(添付書類も同様)
規格：A4版縦(A3版の折込可)

(6) その他

プロポーザルへの参加は、参加申込書を第2号の期間内に提出した者に限る。

- 2 鳥取県（以下「県」という。）は前項により提出のあった参加申込書を審査の上、このプロポーザルへの参加資格の有無を確認し、その結果を令和4年12月12日（月）までに文書で提出者に通知するものとする。

(企画提案書の作成)

第8条 企画提案書は、別添2 企画提案書作成要領（以下「作成要領」という。）に基づき作成するものとする。

- 2 提案者は、本件業務を一括して第三者に委託（請負を含む。以下「再委託」という。）することはできないが、企画提案書等の作成に当たり、本件業務の一部を再委託する予定の者又は業務に関する助言等を受ける予定の者（以下「協力者等」という。）の協力を得て、企画提案書等を作成することができる。ただし、協力者等がある場合は、作成要領1（1）ア（イ）の事業の実施体制を明らかにする書類に記載すること。

(審査会の設置)

第9条 県は、企画提案の順位を決定するため、「鳥取砂丘こどもの国開園50周年記念イベント及び機運醸成イベント企画運営業務公募型プロポーザル審査会」（以下「審査会」という。）を設置する。

- 2 審査会は、企画提案の順位を審議し、決定するものとする。
- 3 審査会は5名以内で構成し、委員長及び委員を置くものとする。
- 4 審査に当たっては、提案者によるプレゼンテーションを実施する。

(プレゼンテーションの実施)

第10条 審査にあたっては、次のとおり提案者によるプレゼンテーションを実施する。なお、日時、場所については変更する可能性がある。具体的な日時及び場所については、企画提案参加申込書を提出した者に別途通知する。

- (1) 日時 令和4年12月15日（木）
- (2) 場所 鳥取県庁（鳥取県鳥取市東町一丁目220番地）
- (3) 参加条件

プレゼンテーションは1提案につき30分程度（内容説明20分以内、質疑応答10分程度）とする。なお、別途通知するプレゼンテーションの実施時間の10分前までに集合すること。

(評価方法)

第11条 企画提案書の内容を「鳥取砂丘こどもの国開園50周年記念イベント及び機運醸成イベント」企画運営業務委託に係る公募型プロポーザル審査会評価要領に基づき評価するものとし、審査委員の合計得点で最も高い得点を得た者から順位を付けるものとする。

(最優秀提案者の選定方法)

第12条 原則として、前条により最も高い得点を得た者を、最優秀提案者として選定する。なお、最優秀提案者以外の者についても、得点順に順位付けを行う。

(審査結果の通知、公表)

第13条 審査結果は、鳥取県子育て王国課ホームページ（第6条第2項に同じ）で公表するとともに、参加者全員に通知する。公表については、全ての提案者の順位及び得点とする。ただし、提案者名については、最優秀提案者のみとする。

(契約締結)

第 14 条 前条により最優秀提案者として選定された者と契約締結の協議を行い、見積書を徴して契約を締結する。この協議には、企画提案書の趣旨を逸脱しない範囲内での内容の変更の協議も含む。協議が不調のときは、同条により順位付けられた上位の者から順に契約の締結の協議を行う。

(企画提案書の取扱い)

第 15 条 企画提案書の取扱いについては、次のとおりとする。

- (1) 企画提案書は原則として返却しない。
- (2) 県に提出された書類は鳥取県情報公開条例（平成12年鳥取県条例第 2 号）に規定する非開示情報に該当する者を除き、同条例の規定による公文書の開示の対象になるが、提案者に無断でこのプロポーザル以外の用途には使用しない。
- (3) 最優秀提案者に選定された者の企画提案書に係る著作権の帰属については、契約締結時に取り交わす契約書により定めるものとする。ただし、契約締結前には提案者に帰属するものとする。また、最優秀提案者に選定されなかった提案者の企画提案書に係る著作権は、提案者に帰属するものとする。県は提案者に対して、企画提案書に係る著作権の使用に係る一切の対価を支払わないものとする。
- (4) 企画提案書の提出後の差替え及び追加、削除等は原則として認めない。
- (5) 企画提案書の作成、提案及び提出に係る費用は、提案者の負担とする。

(企画提案書の無効)

第 16 条 第 5 条に規定する参加資格のない者が提出した企画提案書又は虚偽の記載がなされた企画提案書は無効とする。

2 プレゼンテーションに参加しない提案者が提出した企画提案書は、無効とする。

(提案者の失格)

第 17 条 提案者のうち審査会の委員に事前に働きかけを行った者については失格とする。

(暴力団の排除について)

第 18 条 契約の相手方（以下「受注者」という。）が次に掲げる事項のいずれかに該当するときは、契約を解除することができる旨契約書に記載するものとする。

なお、受注者が次に掲げる事項のいずれかに該当することを理由に発注者が契約を解除するときは、受注者は違約金として契約金額の 10 分の 1 に相当する金額を発注者に支払わなければならない。

また、受注者が次に掲げる事項のいずれかに該当するかどうかを鳥取県警察本部に照会する場合がある。

- (1) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 2 号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）又は暴力団の構成員（以下「暴力団員」という。）であると認められるとき。
- (2) 次に掲げる行為の相手方が暴力団又は暴力団員であることを知りながら当該行為を行ったと認められるとき。
 - ア 暴力団員を役員等（受注者が法人の場合にあってはその役員及び経営に事実上参加している者を、受注者が任意の団体にあつてはその代表者及び経営に事実上参加している者をいい、非常勤を含むものとする。以下同じ。）とすることその他暴力団又は暴力団員を経営に関与させること。
 - イ 暴力団員を雇用すること。

- ウ 暴力団又は暴力団員を代理、あっせん、仲介、交渉等のために使用すること。
- エ いかなる名義をもってするかを問わず、暴力団又は暴力団員に対して、金銭、物品その他財産上の利益を与えること。
- オ 暴力団又は暴力団員を問題の解決等のために利用すること。
- カ 役員等が暴力団又は暴力団員と密接な交際をすること。
- キ 暴力団若しくは暴力団員であること又はアからカまでに掲げる行為を行うものであると知りながら、その者に物品の製造、仕入れ、納入その他の業務の下請等をさせること。

(その他)

第 19 条 実施要領に定めるもののほか、プロポーザルの実施に際し必要な事項は、鳥取県子育て・人材局子育て王国課長が別に定める。

附 則

この要領は、令和 4 年 11 月 10 日から施行し、契約締結日をもって廃止する。

(様式第1号)

企画提案参加申込書

令和 年 月 日

鳥取県知事 平井 伸治 様

(提出者)

会社(団体)名

所在地

代表者名

印

(連絡責任者)

所属

職・氏名

電話番号

ファクシミリ

電子メール

令和4年11月10日付け調達公告に係る下記調達の公募型プロポーザルに参加したいので、下記のとおり資料を提出します。

なお、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4に該当しない者であること及び添付書類の記載事項について事実と相違しないことを誓約します。

記

- 1 調達件名 「鳥取砂丘こどもの国開園50周年記念イベント及び機運醸成イベント」企画運営業務
- 2 提出資料 公募型プロポーザル参加資格確認書（様式第2号）

(様式第2号)

公募型プロポーザル参加資格確認書

鳥取県知事 平井 伸治 様

案件名称：「鳥取砂丘こどもの国開園 50 周年記念イベント及び機運醸成イベント」企画運営業務

- 1 当社（団体）は、鳥取県内に本店、本部、支店、支部等を有しております。
- 2 当社（団体）は、地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定に該当しない者です。
- 3 当社（団体）は、令和 3 年鳥取県告示第 457 号（物品等の売買、修理等及び役務の提供に係る調達契約の競争入札参加者の資格審査の申請手続等について）に基づく競争入札参加資格を有する者又はその資格登録を申請中であるとともに、その業種区分が「イベント・広告・企画」の「イベント企画・運営」に登録されている者又は、その業種区分の登録申請中の者であります。
- 4 当社（団体）は、本件調達の公告日から本書提出日までの間のいずれにおいても、鳥取県指名競争入札参加資格者指名停止措置要綱（平成 7 年 7 月 17 日付第 157 号）第 3 条第 1 項の規定による指名停止措置を受けていません。
また、本件業務の企画提案書の提出日までに指名停止措置を受けた場合には、参加資格を無効とされても異議を申し立てません。
- 5 当社（団体）は、この調達の公告日から本書提出日までの間のいずれにおいても、会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）の規定による更生手続開始の申立てが行われた者又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）の規定による再生手続開始の申立てを行われた者ではありません。
また、本件業務の企画提案書の提出日までに更生手続開始又は再生手続開始の申立てを受けた場合には、参加資格を無効とされても異議を申し立てません。
- 6 当社（団体）は、鳥取県との協力・連携体制及び個人情報保護の体制を構築できる者です。

上記のとおり相違ないことを誓約します。

令和 年 月 日

(提出者)

会社(団体)名

所在地

代表者名

印

(連絡責任者)

所属

職・氏名

電話番号

ファクシミリ

電子メール